○国土交通省告示第六百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十八年国土交通省告示第百七十一号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市須磨区明神町五丁目一六番二八　一号から三号まで

一六番四　四号

○国土交通省告示第六百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規程により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施工するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

皇子川一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田

猪之尾国有林　二〇八五林班　ほ小班　一号から十一号まで及び十一号から四十一号まで

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田

字宇津木　五七一二番二四九　十二号及び十三号

○国土交通省告示第六百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

那智川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱三十六号から八十号までを順次結んだ線及び標柱三十六号と八十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第九百六十八号で指定した那智川に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々

字登上リ　三九七四番地先河川敷　三十六号

三九七九番二地先河川敷　三十七号及び三十八号

字関屋　三九七〇番地先河川敷　三十九号及び四十号

三九六八番地先河川敷　四十一号

三九六七番　四十二号及び四十三号

三九五六番　四十四号

三九五七番　四十五号

三九五三番二　四十六号及び四十八号

三九五三番二地先水路敷　四十七号

三九一七番九　四十九号

三九四〇番　五十号

三九一四番一地先河川敷　五十一号

字中増　三四五八番　五十二号から五十八号まで

三四五七番　五十九号及び六十号

三四五二番地先河川敷　六十一号

字中川原　二六八八番　六十二号

二六八九番　六十三号及び六十四号

二六七九番　六十五号

二六九〇番一　六十六号

二六五四番　六十七号及び六十八号

字手水川　二六五〇番　六十九号

二六四四番　七十号

字上ノ田　二六三八番二地先河川敷　七十一号

二六三一番一　七十二号、七十三号及び七十五号

二六三三番地先河川敷　七十四号

二六三一番一地先河川敷　七十六号

二六四二番一地先河川敷　七十七号

二六〇三番一地先河川敷　七十八号

二六〇三番地先河川敷　七十九号

字前ノ田　二六〇一番地先河川敷　八十号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内の川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱二十一号から五十一号までを順次結んだ線及び標柱二十一号と五十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十四年国土交通省告示第五百二十号で指定した同号七に掲げる土地の区域及び平成二十七年国土交通省告示第二百三十九号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々

字内野　一一三四番　二十一号

一一二四番　二十二号

一一二四番地先道路敷　二十三号

一一一八番一　二十四号から二十六号まで

一一二一番一　二十七号

一一一八番二　二十八号

一一一二番　二十九号

一一一〇番　三十号から三十二号まで

一一〇〇番　三十三号

一〇八一番　三十四号

一一二五番一　四十九号及び五十号

一一三六番　五十一号

一二〇六番　三十五号及び三十六号

一二〇五番　三十七号

一一八五番二　三十八号及び三十九号

一一七七番二　四十号から四十二号まで

一一七六番　四十三号から四十七号まで

四十八号

字倉ノ間　一二四一番一　三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

陰陽川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第四百六十五号で指定した那智川に掲げる土地の区域及び昭和三十年建設省告示第千二百十七号で指定した陰陽川に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字那智山

字下向山　八四七番一地先河川敷　一号

八四七番一　二号

八四四番　三号

八四二番　四号

八四一番　五号及び六号

八二二番　七号及び五十一号

八二二番地先道路敷　八号

八一四番一　九号から十一号まで及び四十六号から四十八号まで

八一九番　四十九号及び五十号

八四〇番　五十二号から五十五号まで

八三八番　五十六号

字下内野　一二〇六番